

議案第60号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年東郷町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 東郷町職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）に対するこの条例による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは「定めて任用される職員（東郷町職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年東郷町条例第 号）附則第3条第1項若しくは第2項又は第4条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。）」とする。

## 議案の概要

### 1 改正理由

地方公務員法の一部改正に伴い必要があるからである。

### 2 改正内容

公益的法人等へ派遣することができない職員に、管理監督職勤務上限年齢制による他の職への降任等の異動期間を延長された管理監督職を占める職員を加えること。（第2条関係）

### 3 施行期日等

(1) 令和5年4月1日から施行すること。

(2) 定年退職等による再任用職員（暫定再任用職員）について、経過措置を設けること。